

# 12月は「国民健康保険制度 適用適正化月間」です

●国民健康保険資格の適正な適用にご協力をお願いします

町では、毎年12月を「国民健康保険制度適用適正化月間」と定め、国民健康保険の資格の適正な適用を推進しています。

■国民健康保険の加入や脱退に関する届け出をお忘れなく

国民健康保険は、74歳までの社会保険（職場の健康保険で共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除くすべての人に加入していただく制度です。

社会保険を脱退または加入など資格の変更があった場合は、町住民生活課へ届け出をお願いします。

■国民健康保険への届け出が必要な手続き

●国民健康保険への加入届  
社会保険を脱退した場合に届け出が必要です。

▼手続きに必要なもの

離職票や資格喪失証明書などの社会保険を脱退した証明書、マイナンバーが分かるもの

●国民健康保険の脱退届

社会保険に加入した場合に届け出が必要です。

▼手続きに必要なもの

社会保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、マイナンバーが分かるもの

■社会保険の被扶養者になれる場合がありますのでご確認を

同じ世帯に社会保険の被保険者がいる場合、その保険の被扶養者として認定されることがあります。扶養認定できるかはお勤め先に「ご相談ください」。

■所得の申告はお済みですか

国民健康保険税の軽減判定などに必要ですので、国民健康保険の加入者で所得の申告がお済みでない人はご相談ください。

【お問い合わせ先】

・国民健康保険の資格について  
町住民生活課

☎096・234・1113

(内線108)

・国民健康保険税や所得の申告について

町税務課

☎096・234・1112

(内線115)

## 年末年始のごみ収集・し尿くみ取り計画【12月25日（月）～1月5日（金）】

### ●家庭ごみ収集

	収集地区	収集日	クリーンセンターへの直接持ち込み
年末	星の川団地、立岩団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	12月25日（月） 12月28日（木）	・通常持込期限 12月29日（金） ・通常持込時間 午前9時～午後4時30分 ・持込料 100円/10 <sup>kg</sup> 。 ※個人の持込可 ※時間厳守
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地・立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	12月26日（火） 12月29日（金）	
年始	星の川団地、立岩団地・竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	1月4日（木）から	1月4日（木）から通常持ち込み可
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地・立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	1月5日（金）から	

▶お問い合わせ先 御船町甲佐町衛生施設組合（クリーンセンター） ☎096 - 282 - 0688

### ●し尿くみ取り

	収集地区	くみ取り日	備考
年末	全地区	12月28日（木）まで	年末は非常に混み合いますので、12月22日（金）までにお申し込みください。
年始	全地区	1月4日（木）から	通常受け入れ可

▶お申し込み・お問い合わせ先

- ・宮内地区、甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部、星の川団地①）、竜野地区、乙女地区、白旗地区（有）甲佐衛生社 ☎096 - 234 - 1217
- ・甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部を除く、星の川団地②）米村衛生（有） ☎096 - 234 - 0308

## 社会保険料控除を受けるには 控除証明書が必要です

### ■納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

社会保険料控除の対象となるのは、令和5年1月から12月までに納付した保険料の全額で、過去の年度分や追納分も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

### ■社会保険料控除証明書は確定申告 に必要です

令和5年中に納付した保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

令和5年1月1日から10月2日までの間に保険料を納付された人には、11月中に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送

られますので、申告書提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

令和5年10月3日から12月31日までの間に、今年初めて保険料を納付された人に対しては、控除証明書が翌年の2月上旬に送付されます。

控除証明書についてのご照会は、控除証明書のがきに表示されている日本年金機構の電話番号にお問い合わせください。

### ■保険料は期限内に納付を

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

詳細は、熊本東年金事務所にお尋ねください。

### 【お問い合わせ先】

熊本東年金事務所

☎ 096・367・2503

町住民生活課

☎ 096・234・1113

(内線103)

## 町民集会や法律相談などを開催します

### ■12月4日（月）～10日（日）は甲佐町「人権週間」です

本町では、毎年世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から10日までを「人権週間」としています。

同週間は、憲法で保障する基本的人権の尊重と町民の人権意識の高揚を図ることを目的に、甲佐町「人権週間」実行委員会、町、町教育委員会が主催。期間中は町民集会や人権パレードを開催します。また、町内の小・中学生、高校生の啓発作品を町生涯学習センター・ギャラリーモールなどに展示します。特設人権（法律）相談では、弁護士が法律にまつわるさまざまな相談を受け付けますので、ぜひご利用ください。

#### ●町民集会

- ・開催日時 12月9日（土）午前9時30分
- ・会場 町生涯学習センター
- ・内容 人権講演、小中学生の人権作文発表、甲佐高校の生徒による体験活動発表、人権パレード

#### ●特設人権（法律）相談

- ・開設日時 12月4日（月）午前9時～正午
- ・会場 町民センター



### 【お問い合わせ先】

町民センター

☎ 096-234-2459

# くらしの情報

LOCAL NEWS &  
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問合わせ先にご確認ください

## お知らせ

### 令和6年甲佐町二十歳の成人式のご案内

町では、大人の仲間入りをされた皆さんの輝かしい未来を祝福し、明日の甲佐町を担う若者の今後の活躍を期待して、「甲佐町二十歳の成人式」を次のとおり開催します。対象の皆さんには案内を送付していますのでご確認ください。

#### 日時

令和6年1月7日(日)

受付開始 午前9時

記念撮影 午前10時

式典開始 午前10時30分

#### 会場

町生涯学習センター・ホール

#### 対象

平成15年4月2日〜平成16年4月1日生まれの人

## お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場  
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター  
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会  
(町生涯学習センター)  
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター  
096-234-0755
- ❖ 町民センター  
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家  
(社)甲佐町社会福祉協議会  
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合  
(クリーンセンター)  
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署  
096-282-1955
- ❖ 御船警察署  
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合  
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局  
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所  
096-282-0016
- ❖ 県庁  
096-383-1111 (代表)

#### お問い合わせ先

町社会教育課

☎096・234・2447  
(内線324)

### 水道管の凍結・破裂にご注意ください

寒波により最低気温が0度を下回ると水道管が凍結し、破裂する恐れがあります。凍結を防ぐために屋外の露出した水道管や蛇口には、布や保温材料を巻きつけるなどの対策を行いましょ。

#### 水道管が凍結したら

凍った部分に布やタオルをかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯をかけたたり無理な力を加えると破損の原因となります。

#### 水道管が破裂したら

メーターボックス内のバルブ(止水栓)を閉めて、町公式ウェブサイトに掲載している町指定給水装置工

事業者に修理を依頼してください。

#### お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096・234・0755

### 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業に従事する人が加入できる年金制度です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金で、保険料は自由に選べ、いつでも見直しできます。また、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

#### 対象者

20〜59歳の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)または60〜64歳の国民年金の任

意加入者で年間60日以上農業に従事している人

#### 保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている人や、申告者と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など要件を満たす人は、保険料の支援が受けられます。

#### お問い合わせ先

町農政課

☎096・234・1176  
(内線153)

### 後期歯科健診の受診は12月31日(日)まで

町では、後期高齢者医療被保険者を対象とした歯科口腔健診を実施しています。受診期限が近づいていますので、早めの受診をお願いします。

受診を希望する人は、事前に対象の歯科医院に予約をし、被保険者証と受診券、自己負担額400円を準備し、受診してください。歯科健診

上益城広域消費生活相談室

消費生活トラブルの解決に向けて、消費生活相談員が無料で相談を受け付けています。

▶日時 午前9時～午後4時

- 月 益城町 ☎ 096-286-3210
- 火 御船町 ☎ 096-282-1226
- 水 嘉島町 ☎ 096-237-1112
- 木 甲佐町 ☎ 096-234-3223
- 金 山都町 ☎ 0967-72-3133

相談支援センターかけはし(甲佐町)および相談支援事業所プルメリア(御船町)では、上益城5町共同委託により相談支援業務を無料でを行っています。  
障がいのある人やご家族などから福祉サービスの利用や生活上の困りごとなどについて相談を受け、情報提供を行います。来所、電話、訪問などさまざまな形で相談を受け付けておりますので、何かありましたら

障がい福祉に関する相談について

の詳細は、町住民生活課へお尋ねください。  
▼お問い合わせ先  
町住民生活課  
☎ 096・234・1113  
(内線107)

つなぐ  
九州  
中央道

**E77 九州中央自動車道**  
山都中島西IC～山都通潤橋IC  
令和6年2月11日(日)16時 **開通**



山都通潤橋IC (撮影: 令和5年10月)

標準断面図  
単位: m  
12.00  
1.75 3.50 3.50 3.50 1.75

今開通区間

九州中央自動車道 延長約95km

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

お気軽にご相談ください。  
▼営業日時  
平日の午前8時30分～午後5時30分  
※12月29日～1月3日までを除く  
▼お問い合わせ先  
相談支援センター「かけはし」  
(甲佐町大字津志田2472番地)

☎ 096・234・9088  
相談支援事業所「プルメリア」  
(御船町豊秋1558番地1)  
☎ 096・281・7110  
町福祉課  
☎ 096・234・1114  
(内線144)

開通に関する情報はこちらへアクセス

traffic safety

種別	事件・事故件数	
	発生件数	
	10月	年累計
人身事故	1	10
物損事故	18	151
盗難など	1	6

10月31日現在

fire prevention

種別	出動火災件数	
	発生件数	前年比較
家屋	3	+1
原野	11	+3
その他	12	0
合計件数	26	+4

11月15日現在

tax

町税などの滞納処分(10月分)		
種別	件数・金額など	
捜索	2件	
差し押さえ件数	24件	
公売回数	0回	
公売件数	0件	
滞納処分関連収入	120,558円	



## お知らせ

### 危険物取扱者試験のご案内

一般財団法人消防試験研究センターでは、危険物取扱者試験を次のとおり実施します。

#### ▼試験の種類

甲種、乙種（第1類～第6類）、丙種

#### ▼試験日時

令和6年2月12日（月）

#### ▼受験地

熊本市

#### ▼申請受付期間

・書面申請

12月15日（金）～22日（金）

・電子申請

12月12日（火）～19日（火）

#### ▼お問い合わせ先

（一財）消防試験研究センター  
熊本市支部（熊本市中央区九品寺1丁目11番4号）

☎096・364・5005

### 年末年始の旅券申請・交付受付について

町では、パスポート（旅券）の申請・交付受付を行っています。

パスポートの交付申請から受け取

りまでに9日間（土・日曜日、祝日および年末年始を除く）を要します。12月29日（金）から令和6年1月3日（水）まで旅券申請・交付窓口は休みとなりますので、申請が必要な場合は、余裕を持って町住民生活課窓口までお越しください。

#### ▼申請受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分

※土・日曜日、祝日および年末年始を除く

#### ▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

（内線101）

### 所得税の確定申告はe・Tax（電子申告）で

国税庁では、インターネットを利用して、パソコンやスマホから所得税の確定申告ができる「e・Tax」を推進しています。あらかじめ登録をすれば、自宅やオフィスから、インターネットで国税に関するさまざまな申告や申請、納税ができ、税務署に何度も出向く必要がなくなりま

す。確定申告の期間中は、税務署の営業時間外や土日にも申告することができます。

※詳しくは「e・Tax」の特設サイ

## 令和6年度甲佐ブランド「こうさんもん」認定申請を募集します

町では、令和6年度登録の甲佐ブランド「こうさんもん」認定申請を募集します。「甲佐ブランド『こうさんもん』認定制度」は、本町の豊かな自然の中で育った農作物や加工品などの魅力ある商品を町のブランド品として認定し、町や甲佐町商工会などが応援することで本町の活性化を目指すものです。

### ●認定基準

- ①本町らしさを表現している商品であること。（名称やデザインなど本町を表現するもので、イメージアップにつながる商品や、主原料または一部に本町産のものを使用していること）
- ②商品に独自性・優位性があること。（ほかの産地や類似商品と比較して、商品の特性に独自のこだわりがあること）
- ③安全性・生産性・販売体制・認定後の意欲が整っていること。

### ●申請者の条件（申請者は次の①～③のいずれかの条件を満たすものとします）

- ①個人の場合 町内在住かつ町内に生産もしくは製造拠点が存在すること。
- ②法人の場合 町内に生産もしくは製造拠点が存在すること。
- ③その他、町長が認めたもの。

### ●申請期限 12月25日（月）午後5時

### ●認定審査会 令和6年2月（予定）

※詳細は、町企画課にお尋ねください。

### 【お問い合わせ先】

町企画課 ☎096 - 234 - 1154（内線237）

トをご覧ください。

▼お問い合わせ先

・熊本東税務署

☎096・369・5566

・町税務課

☎096・234・1112

(内線115)



ペットを飼う前に考えること

犬や猫をペットとして飼うということは、動物の命に責任を持つことに暮らせるようにすることも、地域や周囲の人達に迷惑をかけないようにすることも飼い主の義務です。ペットを飼う前には、世話やしつけを毎日欠かさずにできるか、経済的負担や家庭状況など、最後まで責任をもって飼育ができるかしっかりと考えておきましょう。

▼お問い合わせ先

御船保健所

☎096・282・0016

道路に張り出している木の伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しなど

により、歩行者などに損害が発生してしまった場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。道路沿いで樹木を所有している人は点検を実施し、危険な場合は伐採するなどの措置を講じてください。

▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

副業に関する消費者トラブルにご注意ください

副業に関する消費者トラブルについての相談が複数寄せられています。「簡単に稼げる」、「気軽にできる」と強調する広告やSNSの情報を安易に信じてはいけません。うまい話をうのみにしないようにしましょう。

「お金がない」と断っても消費者金融からの借金を勧められて契約させられるケースもあります。借金を勧めるような勧誘は断りましょう。消費者トラブルでお困りの場合は、「1800」にお電話ください。近くの消費生活センターなどにつながります。

▼お問い合わせ先

県消費生活課

☎096・333・2308

くらし安全

年末年始における犯罪や交通事故を防止しましょう

例年、年末年始は、金融機関などを狙った強盗事件や車上ねらい、乗り物盗（オートバイ盗や自転車盗、万引きなどの街頭犯罪が多発します。

また、車の利用が増えることに伴って、交通事故も増加します。

不審な人物を見かけたらすぐに「110番」通報するといった地域ぐるみの活動で犯罪や交通事故などを未然に防止しましょう。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110

令和6年4月1日から浄化槽の法定検査手数料が改定されます

公益社団法人熊本県浄化槽協会が年1回実施する浄化槽の法定検査の手数料が、令和6年4月1日から次のとおり改定されます。熊本県下全域での料金改定です。ご了承をお願いします。

浄化槽の大きさ	新料金（合併浄化槽）	新料金（単独浄化槽）
5～10人槽	4200円	3800円
11～20人槽	5400円	5000円
21～50人槽	7000円	6500円
51～100人槽	1万2000円	1万1000円

※年1回の法定検査は、浄化槽法で定められた検査であり、受検は管理者の義務とされています。業者への委託で定期的に保守・清掃を行っている場合でも受検が必要です。お使いの浄化槽の状態を知る機会として、受検をお願いします。

【お問い合わせ先】

公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096 - 284 - 3355

町環境衛生課 ☎096 - 234 - 1169